

平成 25 年 12 月定例会（平成 25 年 12 月 20 日）

越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

越谷・松伏水道企業団議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

12月20日(金)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○仮議席の指定	5
	○議席の指定	5
	○議事日程の追加	6
	○議席の一部変更	6
	○議会運営委員の選任	6
	○諸般の報告	7
	○会議録署名議員の指名	8
	○会期の決定	8
	○閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告	8
	○企業長提出議案の上程及び提案理由の説明	11
	○企業団行政に対する一般質問	12
	○企業長提出第7号議案の質疑、討論、採決	12
	○水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託	17
	○水道事業調査研究特別委員の選任	17
	○諸般の報告	18
	○議事日程の追加	18
	○特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託	19
	○特定事件の議会運営委員会付託	19
	○閉 議	19
	○企業長の挨拶	19
	○閉 会	20

署名議員 2 1

参考資料

企業長提出議案の処理結果 2 3

水企告示第50号

平成25年12月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年12月13日

越谷・松伏水道企業団
企業長 福 岡 章

1 期 日 平成25年12月20日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成25年12月定例会 会期12月20日 1日間

応招議員 15名

1番	金	井	直	樹	議員	2番	大	野	保	司	議員
3番	堀	越	利	雄	議員	4番	渡	辺	忠	夫	議員
5番	服	部	正	一	議員	6番	畑	谷		茂	議員
7番	守	屋		亨	議員	8番	橋	本	哲	寿	議員
9番	辻		浩	司	議員	10番	高	橋	昭	男	議員
11番	伊	藤		治	議員	12番	岡	野	英	美	議員
13番	金	子	正	江	議員	14番	松	島	孝	夫	議員
15番	檜	村	紀	元	議員						

不応招議員 なし

1 2 月 定 例 会

第 1 日

12月定例会 第1日

平成25年12月20日（金曜日）

議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 仮議席の指定
- 5 議席の指定
- 6 議席の一部変更
- 7 議会運営委員の選任
- 8 諸般の報告
- 9 会議録署名議員の指名
- 10 会期の決定
- 11 閉会中の継続審査案件（企業長提出第6号議案）の上程
△決算特別委員長の審査結果報告
- 12 企業長提出第6号議案決算特別委員長報告に対する質疑、討論、採決
- 13 企業長提出第7号議案の上程
△提案理由の説明
- 14 企業団行政に対する一般質問
- 15 企業長提出第7号議案の質疑、討論、採決
- 16 水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託
- 17 水道事業調査研究特別委員の選任
- 18 諸般の報告
- 19 特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託
- 20 特定事件の議会運営委員会付託
- 21 閉 議
- 22 閉 会

(開議 午前10時11分)

出席議員 15名

1番	金井直樹	議員	2番	大野保司	議員
3番	堀越利雄	議員	4番	渡辺忠夫	議員
5番	服部正一	議員	6番	畑谷茂	議員
7番	守屋亨	議員	8番	橋本哲寿	議員
9番	辻浩司	議員	10番	高橋昭男	議員
11番	伊藤治	議員	12番	岡野英美	議員
13番	金子正江	議員	14番	松島孝夫	議員
15番	檜村紀元	議員			

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

福岡章	企業長
須田尚治	局長
落合茂樹	次長兼 施設課長
石垣利一	副参事兼 配水管理課長
野呂一穂	お客さま課長
豊島政男	配水管理課主幹
小川泰弘	総務課副主幹

参与として出席した者の職氏名

高橋努	越谷市長
会田重雄	松伏町長

書記

西川雄二	総務課 庶務係長
後藤路子	総務課 庶務係査
蒔雄司	総務課 庶務係査

10時11分 開 会

◎開会の宣告

- （金井直樹議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。
ただいまから平成25年12月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （金井直樹議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （金井直樹議長） この際、諸般の報告をいたします。

△議員選挙結果報告

- （金井直樹議長） 去る平成25年10月20日付で越谷市議会選出の中村譲二議員が辞職され、新たに平成25年12月2日付で金子正江議員が越谷・松伏水道企業団議会議員に選挙されましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎仮議席の指定

- （金井直樹議長） この際、議事進行上、仮議席の指定を行います。
今回、新たに選挙された議員の仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎議席の指定

- （金井直樹議長） 次に、議席の指定を行います。
今回、新たに選挙された議員の議席は、会議規則第4条の規定により、私から指定いたします。
金子正江議員を14番に指定いたします。

◎休憩の宣告

- （金井直樹議長） この際、暫時休憩いたします。

10時12分 休 憩

10時12分 再 開

◎開議の宣告

- （金井直樹議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議事日程の追加

- （金井直樹議長） お諮りいたします。

この際、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （金井直樹議長） ご異議なしと認めます。

したがって、この際、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議席の一部変更

- （金井直樹議長） 議席の一部変更の件を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、13番松島孝夫議員を14番に、14番金子正江議員を13番に変更したいと思ひます。

お諮りいたします。ただいま申し上げましたとおり議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （金井直樹議長） ご異議なしと認めます。

したがって、議席の一部を変更することに決しました。

◎休憩の宣告

- （金井直樹議長） この際、暫時休憩いたします。

10時13分 休 憩

10時13分 再 開

◎開議の宣告

- （金井直樹議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員の選任

- （金井直樹議長） これより議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、13番金子正江議員を指名いたします。

◎休憩の宣告

- （金井直樹議長） この際、暫時休憩いたします。

10時14分 休憩

10時40分 再開

◎開議の宣告

- （金井直樹議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

- （金井直樹議長） この際、諸般の報告をいたします。

△業務概況の報告

- （金井直樹議長） 平成25年4月から平成25年10月までの業務概況報告を参考までにお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （金井直樹議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （金井直樹議長） 次に、説明員の出席通知がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△決算特別委員会答弁要旨一覧表の報告

- （金井直樹議長） 次に、決算特別委員長から提出された決算特別委員会答弁要旨一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （金井直樹議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。

総務課庶務係長に朗読させます。

〔総務課庶務係長朗読〕

- （西川雄二総務課庶務係長） 朗読いたします。

水企総第750号

平成25年12月13日

越谷・松伏水道企業団議会
議長 金井直樹様

越谷・松伏水道企業団
企業長 福岡章

平成25年12月定例会に付議する議案の送付について

標記について、12月20日招集に係る平成25年12月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

議案目録

- 1、越谷・松伏水道企業団給水条例の一部を改正する条例制定について
以上でございます。

○（金井直樹議長） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○（金井直樹議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から6番畑谷茂議員、7番守屋亨議員、8番橋本哲寿議員を指名いたします。

◎会期の決定

○（金井直樹議長） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（金井直樹議長） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告

○（金井直樹議長） 次に、閉会中の継続審査となっておりました企業長提出第6号議案「平成24年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」を議題とし、決算特別委員長から審査の経過ないし結果について報告を求めます。

決算特別委員会、堀越利雄副委員長、登壇して報告願います。

〔堀越利雄決算特別副委員長登壇〕

○（堀越利雄決算特別副委員長） 議長のご指名によりまして、9月定例会において当委員会に付託されました、企業長提出第6号議案「平成24年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」の件につきまして、その審査経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会は、9月27日、企業団小会議室を会場に委員全員が出席し、会議を開きました。直ちに正・副委員長の互選を行い、委員長に中村譲二委員が、副委員長に私が選任され、第6号議案の審議を閉会中の継続審査として、第2日に行うことになりました。

第2日の委員会は、去る10月7日、企業団小会議室を会場に委員全員が出席し、執行部から議案について詳細なる説明を聴取の後、慎重に審査を行いました。

その主なものを申し上げますが、当委員会において各委員から出された質疑項目及び答弁要旨については、議長の許可をいただき、一覧としてお手元に配付させていただきましたので、ご参照いただければと存じます。

まず、加入者分担金の額を見直しする考えは、に対し、

当企業団もそれなりの利益を上げ、内部留保資金もある程度蓄えてきている。現在、築比地浄水場の耐震補強工事を進めているが、配水管の布設替えや新設配水管布設も順次進めていかななくてはならない。こうしたこともあり引き続き加入者分担金を納付していただいでいく考えである。現在のところ額の見直しは考えていない、とのことであります。

次に、給水停止件数と生活困窮者への対応は、に対し、

給水停止件数は、1,895件であった。これは、年3回の郵送による催告1万774件、水道使用者宅訪問による特別催告7,973件を経ての結果である。生活保護受給者については基本料金の2分の1を減免し、他の生活困窮者については個別に今後の納入計画を立てた上で、分割納入の相談をしている、とのことであります。

次に、高利率の企業債繰上償還の考え方は、に対し、

高利率の企業債を補償金なしで繰上償還できる公的資金補償金免除繰上償還制度は東日本大震災の被災地などを除いて平成24年度で終了したが、今後もこうした制度を継続するよう、当企業団が加入する全国水道企業団協議会等を通して国に要望しており、こうした制度が復活すれば、積極的に高利率の企業債の繰上償還を行っていきたい、とのことであります。

次に、地方公営企業会計新制度移行に伴う事務の進捗状況及び費用は、に対し、

地方公営企業会計制度については、新たな会計基準が平成26年度の予算から適用となるため、平成24年度から着実に移行準備を進めている。会計規程については、国が示す準則に則って平成25年度末に改正を予定しており、企業会計システムの改修については、平成24年度に設計・改修を行い、平成25年度にテスト・検証作業等を行っている。また、職員への研修については、現在資料作成を進めている段階であり、今後実施する予定である。平成24年度に要した費用については、企業会計

システム改修費として、委託料488万7,060円を支出した、とのことであります。

次に、現金預金の預け入れ金融機関の分散化の理由は、に対し、

ペイオフ対策として、平成24年度においては出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関である15の金融機関に1,000万円ずつを普通預金で預けた。資金運用に当たっては、安全・有利・確実を大原則としている、とのことであります。

次に、水質浄化を目的とする薬剤以外の薬剤の使用の有無は、に対し、

当企業団では、50項目の水質基準を満たすため、地下水の浄化に次亜塩素酸ナトリウムとポリ塩化アルミニウムを使用している。それ以外の薬剤の使用はない、とのことであります。

次に、給水原価が上昇した場合の水道料金への影響は、に対し、

仮に県水受水費の値上げにより、給水原価が上昇した場合、その上昇幅にもよるが、平成24年度決算で約6億3,490万円の純利益を生じ、内部留保資金もある状況において、直ちに水道料金の引き上げにつながるとは考えていない。さらなる費用の縮減など企業努力によっても受水費の増加分をどうしても補えない場合は、引き続き純利益を確保できるよう、値上げをお願いせざるを得ないものと考えている、とのことであります。

次に、県水購入に係る承認水量に変更があった場合は、に対し、

承認水量の変更については、埼玉県の都合や受水団体にやむを得ない事情があると県が認めた場合のみ変更が認められている。承認水量が1%を超えて下回ると、当初の承認水量分の料金を支払うこととなる。今後も受水団体で組織する埼玉県営水道用水購入団体等連絡協議会を通じて、承認水量の変更について、柔軟な対応を県に求めてまいりたい、とのことであります。

以上で質疑を終結し、続いて討論に入りましたが、討論の発言はなく、採決の結果、企業長提出第6号議案については全員一致をもって原案のとおり認定可決と決しました。

以上で報告を終わります。

- （金井直樹議長） 第6号議案「平成24年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （金井直樹議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （金井直樹議長） この際、暫時休憩いたします。

10時53分 休 憩

10時53分 再 開

◎開議の宣告

- （金井直樹議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （金井直樹議長） 討論の発言はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （金井直樹議長） 挙手は全員であります。

したがって、第6号議案は原案のとおり認定されました。

◎企業長提出議案の上程及び提案理由の説明

- （金井直樹議長） 次に、企業長提出第7号議案を議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

福岡章企業長、登壇して説明願います。

〔福岡 章企業長登壇〕

- （福岡 章企業長） おはようございます。本日、12月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはご健勝のうちにご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会には、「越谷・松伏水道企業団給水条例の一部を改正する条例制定について」の議案をご提案申し上げておりますが、十分にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、第7号議案につきましてご説明させていただきます。

本議案は、平成24年8月22日に公布されました「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」などの施行により、消費税法及び地方税法の一部が改正されたことに伴い、水道料金と加入者分担金に係る消費税及び地方消費税相当分を改定するため、提案するものでございます。

内容でございますが、ご案内のとおり、水道料金及び加入者分担金につきましては、平成元年4月から3%、その後平成9年4月から5%の消費税及び地方消費税相当分を転嫁させていただいております。

このたびの法律の施行により、来年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられますが、消費税及び地方消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税であるという基本的性格に鑑みますと、使用者間の公平性及び安定した企業経営の観点からも増額相当分を料金等に転嫁すべく、消費税と地方消費税の合計税率であります8%の新税率を水道料金及び加入者分

担金に適用させていただくため、条例を改正するものでございます。

本条例につきましては、消費税法及び地方税法改正の施行期日に合わせて、平成26年4月1日から施行してまいります。

なお、経過措置といたしまして、加入者分担金につきましては、平成26年4月1日以後の給水申し込みまたは改造申し込みに係る分担金から新たな税率を適用し、同日前の申し込みに係る分担金は、従前の税率を適用するものでございます。

また、水道料金につきましては、施行日前から継続して供給している水道を使用している場合、施行日から平成26年4月30日までに確定する料金は従前の税率を適用し、4月30日後に初めて確定する料金は、前回確定日からの月数に応じた計算により、従前の税率を適用するものでございます。

以上、今回ご提案申し上げました議案につきましてご説明申し上げましたが、十分にご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎休憩の宣告

- （金井直樹議長） この際、暫時休憩いたします。

10時57分 休憩

11時16分 再開

◎開議の宣告

- （金井直樹議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

- （金井直樹議長） 次に、企業団行政に対する一般質問であります、発言の通告がありませんので、終結いたします。

◎企業長提出第7号議案の質疑、討論、採決

- （金井直樹議長） 次に、企業長提出第7号議案の質疑、討論、採決を行います。

第7号議案「越谷・松伏水道企業団給水条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、金子正江議員。

- 13番（金子正江議員） それでは、質疑をさせていただきます。

まず1つは、この消費税法の改正によるということで、消費税の引き上げに伴う料金への値上げ

ということでございますけれども、この消費税増税に伴う水道料金への影響額はどのくらいなのか。そして、これは世帯当たりになりますとどのくらいの負担増になるのかお示してください。

また、このことによって、低所得者世帯に対する具体的な対応があるのかどうか、その点についてもお示しいただきたいと思います。

以上です。

○（金井直樹議長） 企業長の答弁を求めます。

〔福岡 章企業長登壇〕

○（福岡 章企業長） それでは、ただいまの金子議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、消費税率引き上げによってどのくらいの影響があるのかというご質問でございますけれども、消費税納付額につきましては、その年度の事業費によって大きく変わるというものでございまして、私どものほうが納付する消費税の影響額ということをもとに1つ申し上げておきますと、平成24年度の決算ベースで試算いたしますと、消費税が収入では約1億9,000万円増加し、支出では1億4,540万円ほど増加しますので、納付額、私どものほうが納付するという意味でのまず一つの影響額ということになりますと、その差4,460万円ほど増加することとなります。

それと、水道を使用されている皆さん方への影響額ということで申し上げますと、平均的な水量を使う家庭、3人から4人構成の家庭ということ想定した場合、メーターの仮に口径が20ミリ、これは13ミリから25ミリまでのメーター口径につきましては同一料金であります。メーター口径が20ミリ、使用水量が2カ月で約36トンという平均的な家庭ということ想定しますと、2カ月に1度の検針でございますので、1回の支払いで約133円ほどの増加ということになります。また、基本水量内の水量を使う家庭、少人数のご家庭でメーター口径13ミリから25ミリ以下、この方の金額ということで申し上げますと、2カ月の使用水量16トン以下であれば、基本料金のみでございますので、1回の支払いで約49円の増加になるという見込みでございます。

それと、低所得者への配慮というご質問でございますが、ご案内のとおり、私どもでは、今まで低所得者への配慮ということで生活保護世帯につきましては基本料金の2分の1減免を行っているということがございます。今回消費税が5%から8%に上がったからということで、特段の低所得者への配慮というものにつきましては、今までどおりの取り扱いということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○（金井直樹議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。

13番、金子正江議員。

○13番（金子正江議員） ご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

1世帯当たりあるいは少人数世帯の1回にかかわる負担額というのはわかりました。その金額だけを見ますと、一見大したことがないように思えるわけなのですけれども、この消費税、いわゆる

る公共料金にあらゆるところに今後かかることを考えると、それだけでよしというような状況にはならないと思うのです。といいますのは、やはり今貧困と格差が広がっている中で、実際に先ほど決算の報告にもありましたように、水道料金の支払いが困難になって、いわゆる給水停止をしている件数などの報告もございましたけれども、実際にはそういう世帯がどういう推移になっているのか、その辺についてもう少しお聞かせいただきたいのと、この消費税といいますのは、先ほど企業長の説明では、最終的には消費者に転嫁をするのだというようなお話もございましたが、しかし法的には、消費税を最終的には消費者が払うということは法的には決まっていなわけです。ですから、事業者が転嫁するかどうかも検討できるわけなのですけれども、その辺について増税分の転嫁は見送るといような、そういうお考えはあるのか、ないのか、再度お聞かせいただきたいと思えます。

○（金井直樹議長） ただいまの再質疑に対し、企業長の答弁を求めます。

〔福岡 章企業長登壇〕

○（福岡 章企業長） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、第1点目のごございました給水停止の状況というお話でございますが、これは後ほどお客さま課の課長よりご答弁させていただきます。

それと、最終的に転嫁をしなくてもいいのではないかというお話でございますが、これは私どものほうで今まで3%、5%という形で適用させてきていただいておりますが、このたびの消費税の取り扱いについては、厚生労働省健康局水道課長のほうから全国の水道事業者に対して、統一的対応を図るべくということで通知がされております。これは先ほどご提案させていただいている取り扱いということでございますが、仮に消費税相当分を転嫁をせずということであった場合、これは先ほど申し上げたとおり、私どもは一企業体でございますので、等しく納税義務を負い、越谷・松伏水道企業団も納税する。これを仮に8%に消費税を上げた後に増税分の料金を引き下げろという議論であれば、それは別の角度からの議論になるのだというふうに思います。8%の課税をせずに5%のまま据え置きということであった場合の影響は、先ほど申し上げましたとおり企業経営に大きく影響してきます。

これは税の議論、一般の公共施設の使用料に置き換えて考えますと、それが市の、あるいは町の政策として税等の一般財源でその相当分を賄うと。財源を別のところに求めていくのだということであれば、それは当然可能かなというふうな気がします。というのは、水道の利用者の方はほとんど市民、町民です。普及率も99.9%となっているわけですから、ほとんどの方がその恩恵を受けているということから考えれば、等しく税等で賄うという議論は成り立つかもしれませんが、私どものほうは唯一収益というものは、この料金でございます。この料金に転嫁をせずということになりますと、提案説明でも申し上げたとおり、たくさん使われる方について恩恵がいっぱい出てくるということになって、これはやっぱり公平性という観点からは、その取り扱いはずべきではないと。

これが健康局のほうからの通知でありまして、大変恐縮なのですが、そういう意味では、5%のまま据え置いてというわけにはいかない。別段で料金を引き下げるということであれば、違う議論というふうな形になりますが、ただ決算特別委員会でも報告ございました。委員長の報告がございましたとおり、私どものほうは今収益を上げておりますけれども、それは今現在、その更新時期を迎えている浄・配水場の施設、さらには老朽化した配水管、これらの更新ということのための財源として内部留保しているということでありまして、その内部留保資金が減ってなくなってしまうと、いずれ料金を上げざるを得ない。私どもがどれだけ経費を縮減して、圧縮をして頑張っても限界があるということになれば、それは結果的には料金の引き上げをお願いせざるを得ないということであろうかと思っておりますので、ぜひその点をご理解をいただきたいと思っております。

なお、給水停止の状況については、お客さま課長から答弁させていただきます。

○（金井直樹議長） 次に、お客さま課長。

〔野呂一穂お客さま課長登壇〕

○（野呂一穂お客さま課長） それでは、お答えさせていただきます。

給水停止に当たりましては、それ以前に督促、催告、その他担当のほうで直接ご訪問させていただいて、未納の通知を直接ご使用者様に対し、お知らせして、最終的に停水という形をとらせていただいております。当然停水に当たっては、当日ご使用者様のほうにも再度確認させていただいて、ご納付いただけるのかどうかという形で最後の確認をさせていただく上で、当然ご納付いただく、未納料金全てではなくても、一部納付におきましてでもご納付いただければ、保留という形をとらせていただいております。またその日特にすぐにお支払いができなくても、後日、二、三日のうちとか、そのようなお約束がされた場合においても保留の形をとらせていただいております。

それと、生活困窮の状況等につきましても、停水に当たりまして、聞き取りを行いまして、どうしても福祉関係の手助け等の対応が必要ではないかと思われる場合は、市の福祉のほうのご案内等もさせていただきます。

先ほどの決算の報告にもありましたが、24年度で停水件数は1,895件でございまして、先ほど申しましたように、当日等ご納付いただいた件数は、これ以上の件数となっているところでございます。

以上でございます。

○（金井直樹議長） ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○（金井直樹議長） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○（金井直樹議長） 以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （金井直樹議長） この際、暫時休憩いたします。

11時30分 休憩

11時31分 再開

◎開議の宣告

- （金井直樹議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

13番、金子正江議員、登壇して発言願います。

[13番 金子正江議員登壇]

- 13番（金子正江議員） 議長の許可をいただきましたので、第7号議案に反対の立場で討論いたします。

本議案は、来年4月実施の消費税8%の増税に伴って水道料金及び加入者分担金を上げるというものです。政府は、消費税増税は社会保障の充実と財政再建を両立させるものということで説明してきました。しかし、実際には生活保護の削減を初め社会保障削減の道筋を定めた社会保障改革プログラム法が可決され、既に年金の削減も始まり、医療費の値上げ、介護保険の負担増など、めじろ押しとなっています。国民にとって社会保障がよくなっている実感はありません。景気の回復ということも宣伝されていますけれども、アベノミクスの波及は一部の大企業や資産家にとどまって、中小企業や市民には及んでおりません。勤労者の所得が1997年から、消費税が前回増税されてから、この15年間でサラリーマンの年収、勤労者の年収がおよそ平均で70万円削減されているという状況にもなっています。雇用も正社員が非正規社員に置きかえられて悪化している中で、貧困と格差が広がっております。消費税は逆進性の税制であって、所得の低い人ほど重い負担になる不公平な税制です。暮らしが大変な人に消費税を行えば、ますます暮らしが困難になると思います。日本共産党は、低所得者ほど負担の重くなる消費税増税には反対であって、来年4月からの増税は中止すべきだと考えています。

ですから、今回の消費税の増税に伴う水道料金やあるいは加入者分担金への増税の転嫁というところでは反対せざるを得ません。先ほどの説明の中でも、答弁の中でも、企業団としても4,460万円負担との答弁がございました。これはとりもなおさず、裏を返せば利用者の負担ということにもなるわけです。今実際に市内で大量の水を使いながら営業している中小業者あるいは福祉施設などへの影響も多いかと思います。低所得者世帯への負担増、これは個々の金額を見れば低いかもしれませんが、しかし長期的な視点から見ると、暮らしに大変大きな影響をもたらすものだと考えます。消費税増税分を水道料金に転嫁すること、これは市民生活に影響して中小業者にとっても深刻な影響をもたらすものと考えるところでございませぬ。事業者が負担の転嫁の是非、これは判断

できるというふうに私どもは考えておりますけれども、厚生労働省の通知もあったというような説明がございました。しかし、市民生活を守る、この視点で水道料金の消費税増税分、これは転嫁すべきではないのではないかと、このように考えるところです。

以上の理由から、本議案につきましては反対とさせていただきます。

以上です。

○（金井直樹議長） 以上で討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○（金井直樹議長） 挙手は多数であります。

したがって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

◎水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託

○（金井直樹議長） 次に、水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託の件を議題といたします。

市・町民の生活に身近で重要な水道について、より一層安全で良質な水の安定供給を図るため、水道事業全般について調査研究をする必要があります。

お諮りいたします。水道事業の調査研究については、14人の委員をもって構成する水道事業調査研究特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（金井直樹議長） ご異議なしと認めます。

したがって、水道事業全般の調査研究をするために、14人の委員をもって構成する水道事業調査研究特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

◎水道事業調査研究特別委員の選任

○（金井直樹議長） お諮りいたします。

ただいま設置いたしました水道事業調査研究特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、

2番 大野保司 議員	3番 堀越利雄 議員
4番 渡辺忠夫 議員	5番 服部正一 議員
6番 畑谷茂 議員	7番 守屋亨 議員
8番 橋本哲寿 議員	9番 辻浩司 議員
10番 高橋昭男 議員	11番 伊藤治 議員
12番 岡野英美 議員	13番 金子正江 議員

14番 松島孝夫議員 15番 檜村紀元議員

以上、14人を選任いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （金井直樹議長） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議員を水道事業調査研究特別委員に選任することに決しました。

◎休憩の宣告

- （金井直樹議長） この際、暫時休憩いたします。

11時37分 休憩

11時55分 再開

◎開議の宣告

- （金井直樹議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

- （金井直樹議長） この際、諸般の報告をいたします。

△水道事業調査研究特別委員会における正副委員長の互選結果報告

- （金井直樹議長） 休憩中に開催されました水道事業調査研究特別委員会における正副委員長の互選結果を報告いたします。

委員長に渡辺忠夫委員、副委員長に岡野英美委員が互選されました。

△特定事件の付託申し出の報告

- （金井直樹議長） 次に、議会運営委員長から特定事件について閉会中の継続審査として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、水道事業調査研究特別委員長から特定事件について閉会中の継続審査として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の追加

- （金井直樹議長） お諮りいたします。

この際、水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を日程に

追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（金井直樹議長） ご異議なしと認めます。

したがって、この際、水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託

○（金井直樹議長） これより水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、水道事業調査研究特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として水道事業調査研究特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（金井直樹議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、水道事業調査研究特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として水道事業調査研究特別委員会に付託することに決しました。

◎特定事件の議会運営委員会付託

○（金井直樹議長） 次に、特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（金井直樹議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

○（金井直樹議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

○（金井直樹議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔福岡 章企業長登壇〕

○（福岡 章企業長） 議長のお許しをいただきましたので、12月定例会が閉会されるに当たり、御

礼のご挨拶を申し上げます。

今定例会にご提案させていただきました第7号議案並びに去る9月定例会において閉会中の継続審査として決算特別委員会に付託されておりました第6号議案につきまして、慎重にご審議を賜り、いずれも原案のとおりご決定並びにご認定を賜り、まことにありがとうございました。

決算特別委員会を初め、今議会において賜りました貴重なご意見、ご指導を十分に生かし、お客様に安全で良質な水を安定的に供給できるよう、私を初め職員が一丸となり、水道事業の運営に取り組んでまいりますので、なお一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、年の瀬を迎えまして、議員の皆様には公私ともにお忙しいことと存じますが、健康に十分ご留意いただき、よいお年を迎えられますとともに、一層のご活躍を心からお祈り申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

- （金井直樹議長） これをもちまして、平成25年12月越谷・松伏水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

12時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 金 井 直 樹

議 員 畑 谷 茂

議 員 守 屋 亨

議 員 橋 本 哲 寿

参考資料

議 案

1 企業長提出議案の処理結果

◎ 企業長提出議案の処理結果

第 6 号議案 平成 24 年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について

(認定可決)

第 7 号議案 越谷・松伏水道企業団給水条例の一部を改正する条例制定について

(原案可決)